

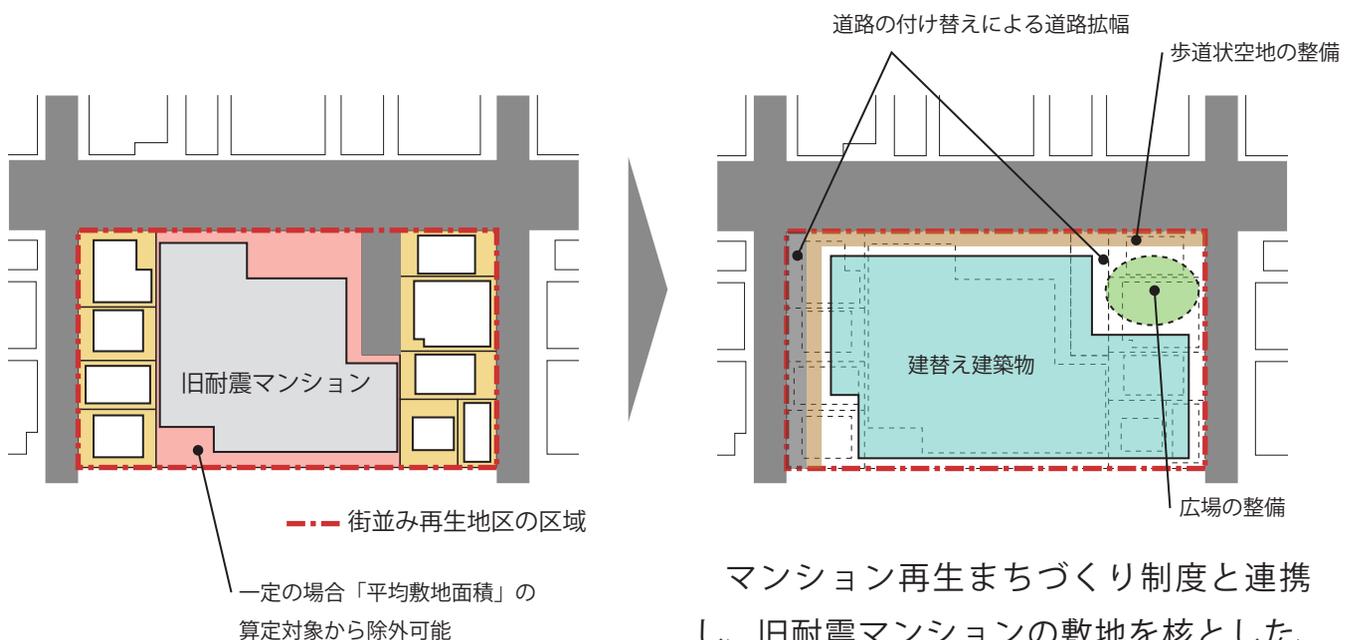
小規模再開発型の適用要件の見直しについて

改正内容

小規模再開発型の適用に当たっては、街並み再生地区を指定しようとする地区の平均敷地面積（※1）が 300 m²以下であることを要件としていますが、一定の場合（※2）には旧耐震マンションの敷地をこの算定対象から除外できることとしました（平成 29 年 4 月 1 日以降実施）。

※1 地区内に存する敷地の合計面積を当該地区内の敷地数で除したものの。

※2 旧耐震マンションとその周辺の敷地との統合等を誘導することが、市街地の計画的な再編整備を進めるうえで特に効果的と知事が認める場合。



マンション再生まちづくり制度と連携し、旧耐震マンションの敷地を核とした、市街地の計画的な再編整備、共同建替えを促進。